別　紙

導入促進基本計画

1　先端設備等の導入の促進の目標

（1）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

◆ 人口構造

〈 総人口の推移 〉

館林市の 1955 年（昭和 30 年）から 2060 年（令和 42 年）までの人口を見ると、2005 年（平成 17 年）頃までは上昇傾向にあり、ピーク時には 79,454 人でありました。しかし、日本全体の少子高齢化の流れと同じくその後は下降傾向となり、2020 年（令和 2 年）以降の人口推計からもわかるように人口ビジョンの第 1 期と第 2 期の数値を比較すると、総人口は減っているため、人口減少が更に進行していることがうかがえます。

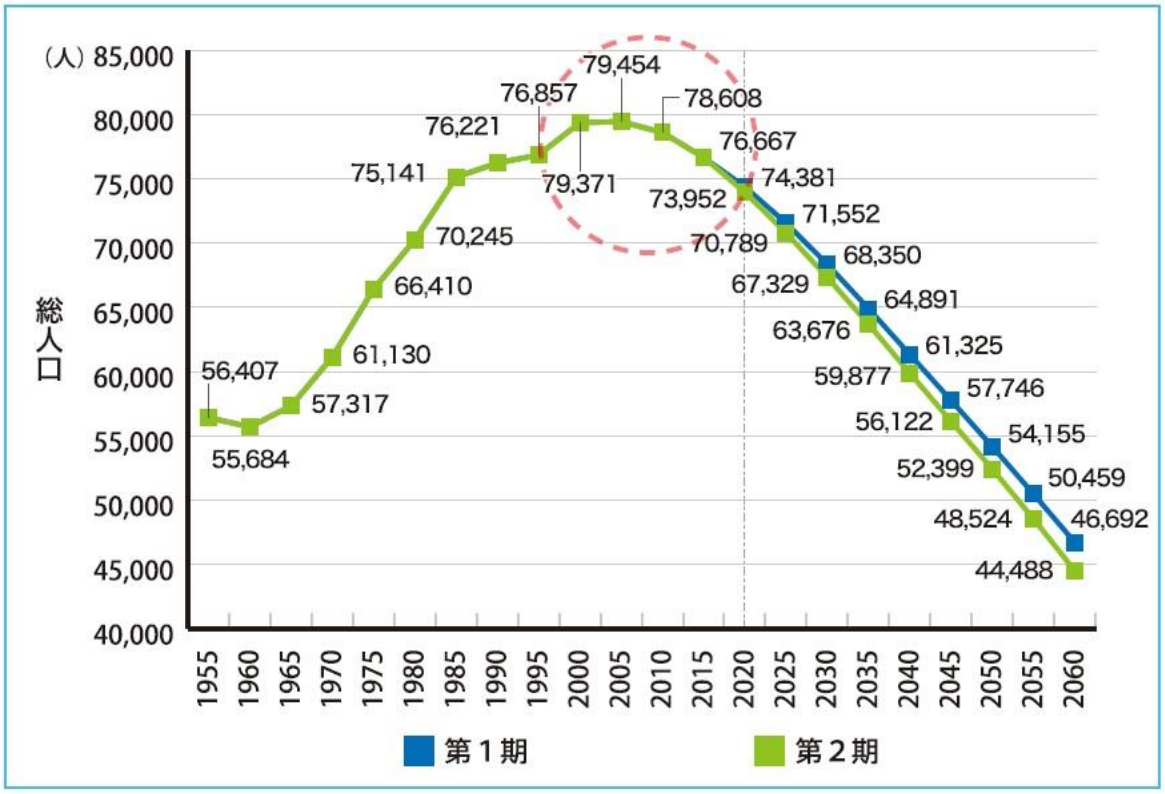

出典：まち・ひと・しごと創生本部事務局「地域経済分析システム（RESAS）」
※ 2015 年までは「国勢調査」のデータに基づく実績値、2020 年以降はまち・ひと・しごと創生本部事務局提供データ

〈 年齢３区分別人口の推移 〉

総人口を年少人口（15 歳未満）、生産年齢人口（15 歳以上 65 歳未満）、老年人口（65 歳以上）の 3 つに分け詳しく見ると、生産年齢人口及び年少人口と老年人口で異なる傾向がみられます。

生産年齢人口は、2000 年（平成 12 年）の 53,352 人をピークに上昇傾向から下降傾向に転換しています。また、年少人口に関しても同じように下降傾向となっています。

一方、老年人口は上昇傾向が続いており、年々総人口に対する割合が増加しています。

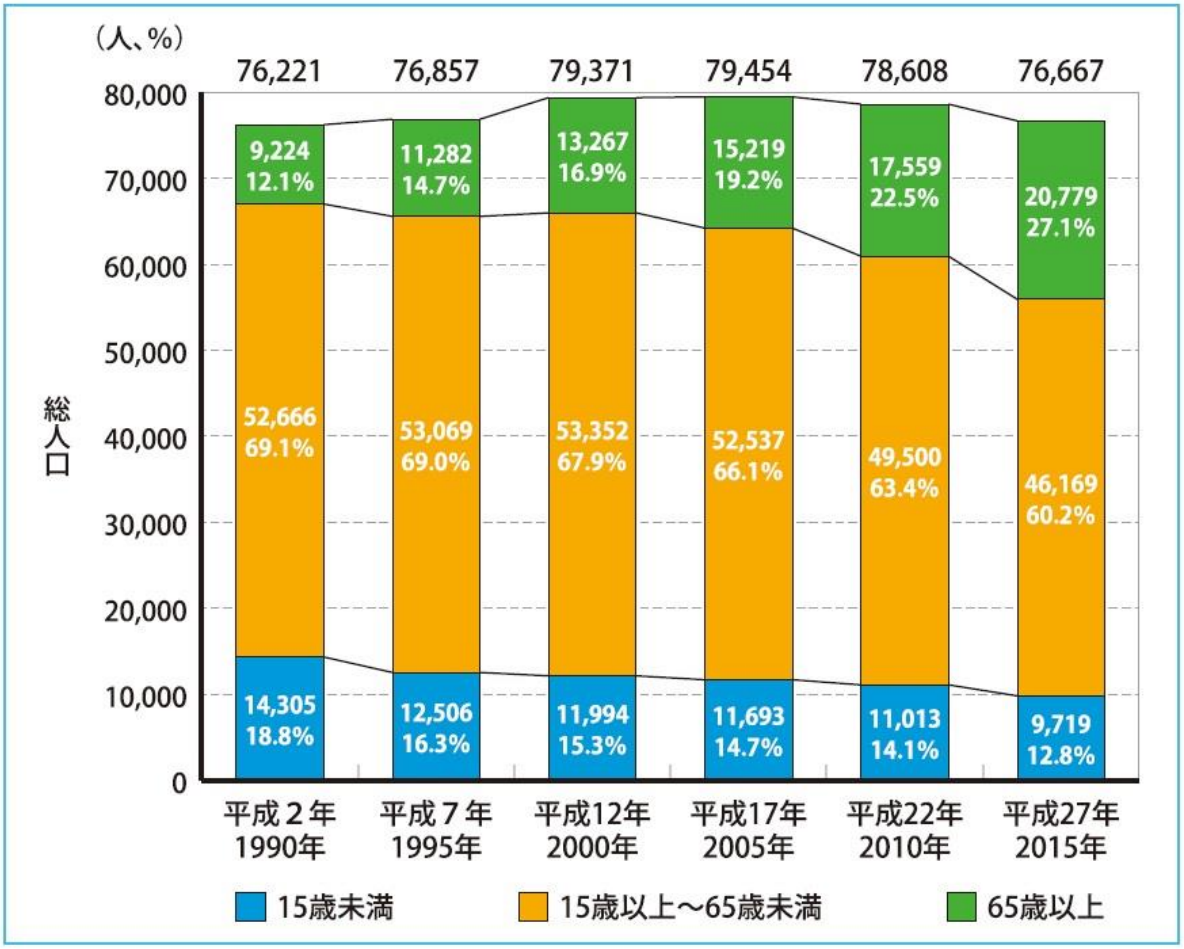

出典：まち・ひと・しごと創生本部事務局提供データ及び「地域経済分析システム（RESAS）」
（「国勢調査」のデータに基づく実績値）
※ 年齢３区分別人口は年齢不詳を含まないため、また、端数処理のため、総数に一致しない場合があります。

〈 年齢別人口（２０２０年)〉

年齢別に館林市の人口を見ると、館林市の最も人口の多い年齢層は 70～74 歳及び 45～49 歳となっています。これらは、それぞれ団塊世代及び団塊ジュニア世代と呼ばれる世代にあたり、日本全体においても人口の多い世代です。

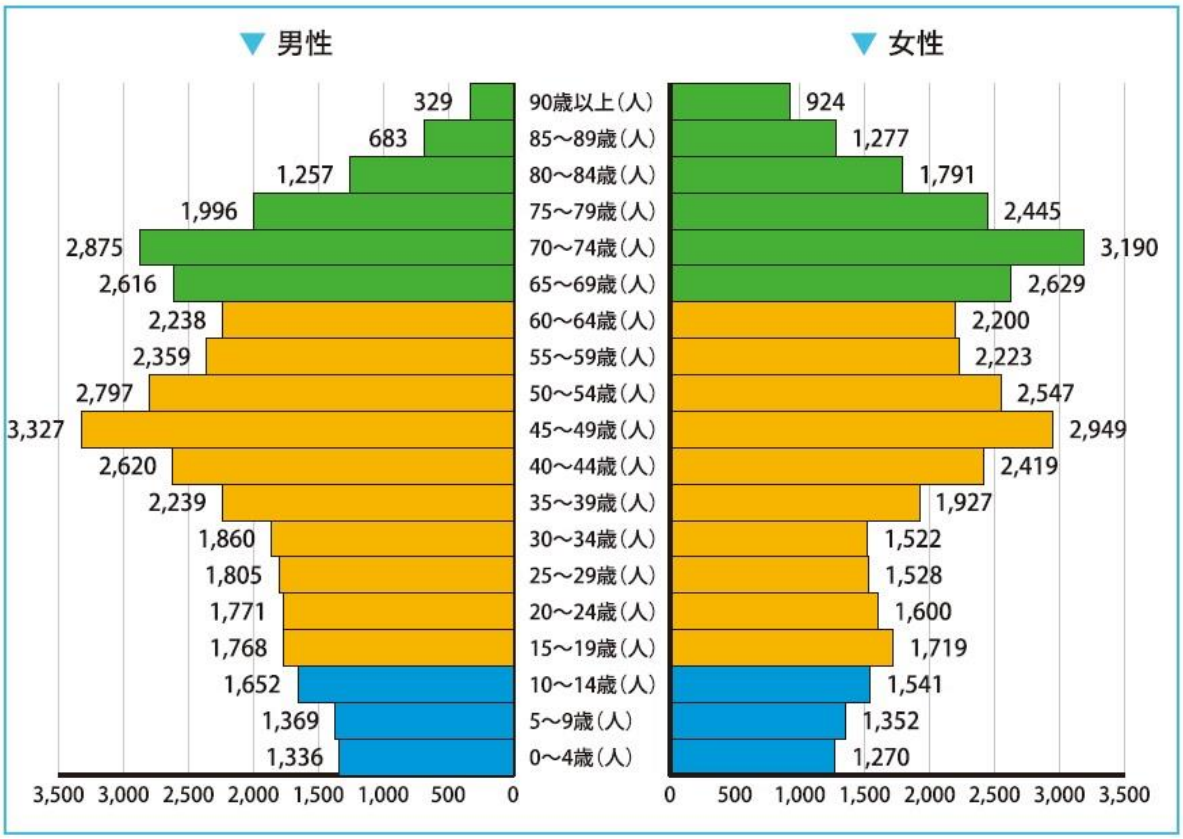

出典：まち・ひと・しごと創生本部事務局提供データ

〈 年齢別推定人口（２０４５年)〉

2045 年（令和 27 年）の年代別の人口推計を見ると、最も人口の多い年齢層は 70～74 歳であり、全体的な割合も 65 歳以上の高齢者が増加していることがうかがえます。また、65 歳未満の世代を見てみると、年齢が低いほどその人口が少ない傾向にあり、2020 年（令和 2 年）時に比べより人口が減っています。こうした傾向から、人口減少が更に加速していることがうかがえます。

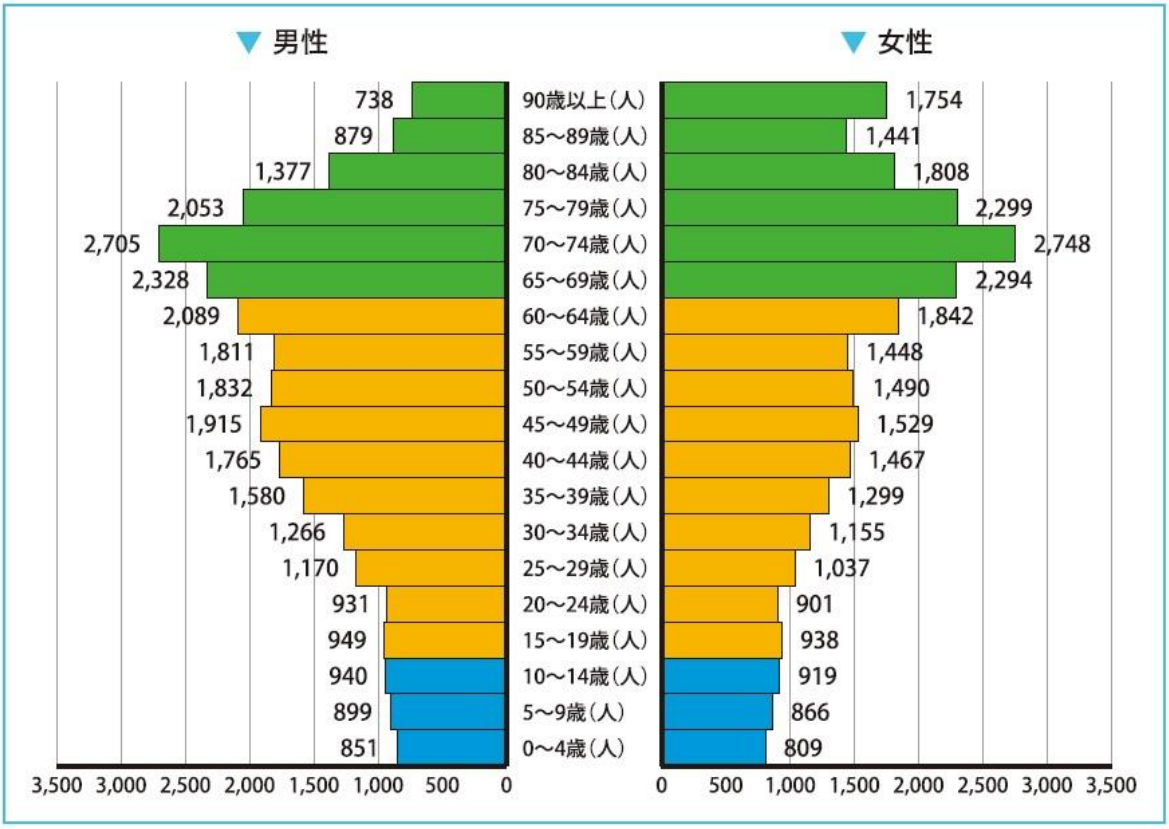

出典：まち・ひと・しごと創生本部事務局提供データ

◆ 産業構造及び中小企業者の実態等

〈 市内の産業構造 〉

各種統計（※図１）から、本市の工場数は、昭和 63 年をピークに 27 年で 55.9%減少しており、製造品出荷額は平成３年をピークに 25 年で 67.7%減少しています。但し、製造品出荷額は、その大部分を占めていた事業所が製造業から業種転換したことが大きな要因となっていると推測されます。その要因を除くと製造品出荷額は、ほぼ横ばいで推移しています。

また、工場の数と同様に店舗の数についても減少しており、これら本市産業の上位を占める製造業・卸売業・小売業の数的減少が続けば、雇用機会の喪失も危惧されるため、開業率を高めるとともに、事業所の減少率を抑制する必要があります。

この結果から市内産業について考察すると、売上・出荷額は減少し、先行きが不透明で将来展望が見えないという実態が見えてきます。

そのため、中小企業者は店舗や設備老朽化への対応についても慎重にならざるを得ず、事業の継続や承継にも支障をきたしているものと考えられます。これは、事業所減少の要因の一つとしても考えられ、中小企業者が円滑に事業を行えるよう、人的や経済面での支援が必要となっています。

また、中小企業者も事業継続には時代に応じた対応が求められ、経営革新など新たな事業計画を立てるなどの知識も不可欠です。そのため、今後も持続的な経営を行えるようハード面、ソフト面の両側から支援し、地域経済の活性化を図る必要があります。

（ ※ 図１　本市上位を占める製造業、卸売業・小売業の状況 ）

○ 製造業

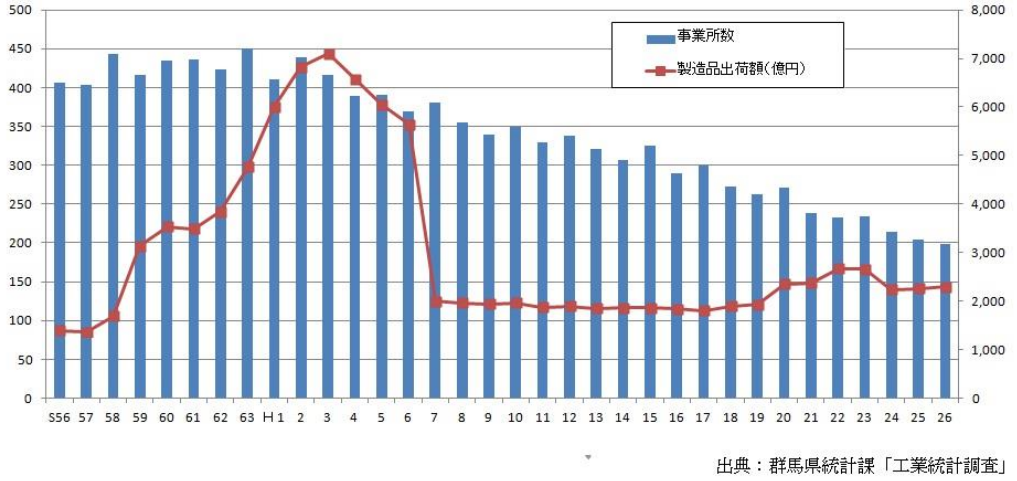

（注）平成６年から平成７年の製造品出荷額の落ち込みは受注や倒産数の減少ではなく、特定の製造業者の業種転換によるものと推測される。

○ 卸売業・小売業

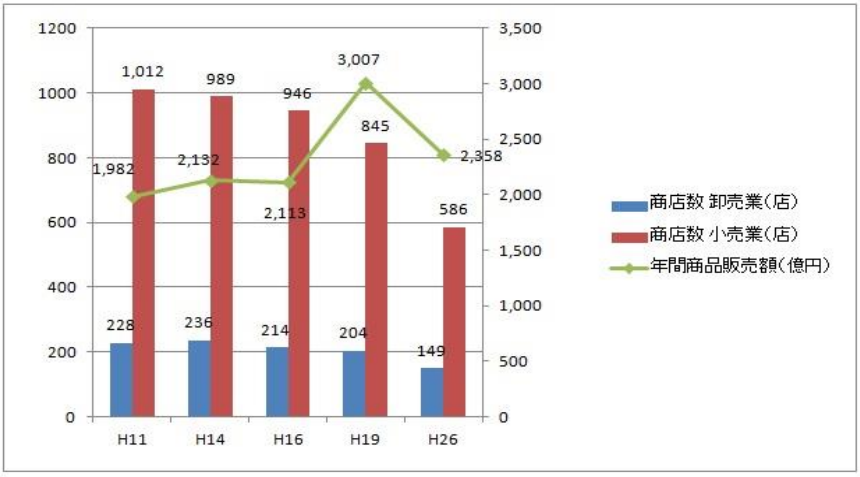

出典:商業統計調査

産業分類別事業所数推移

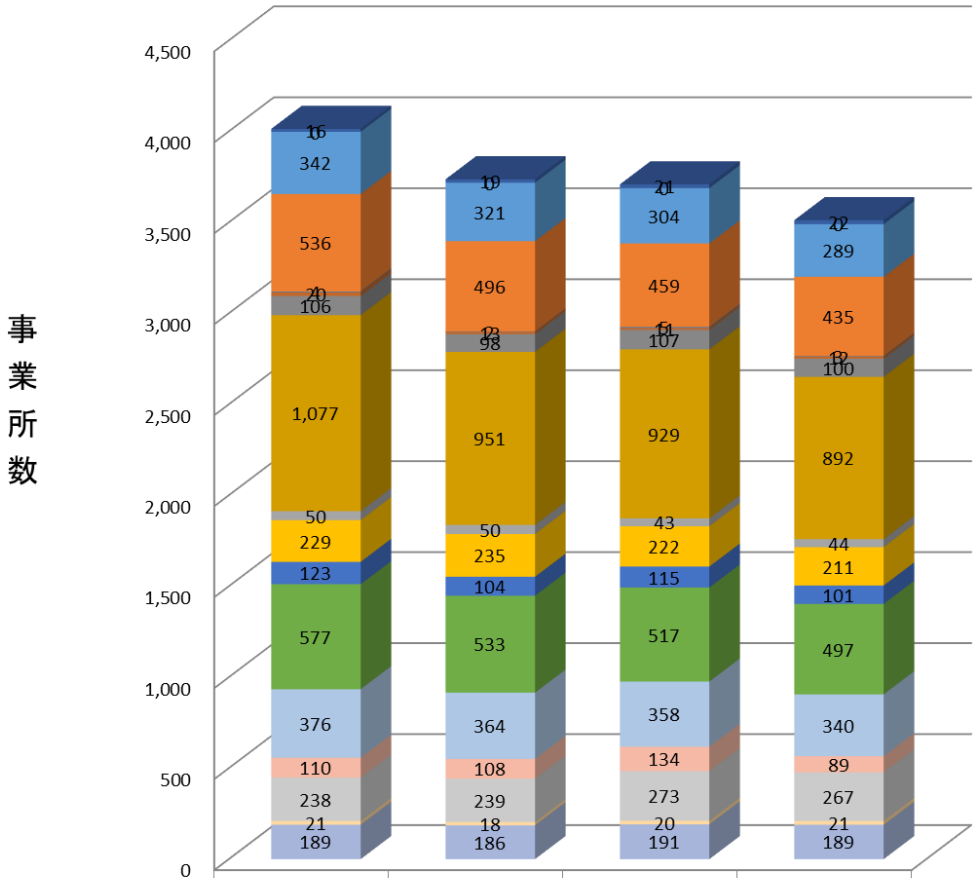

	平成21年	平成24年	平成26年	平成28年
農林漁業	16	19	21	22
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0	0
建設業	342	321	304	289
製造業	536	496	459	435
電気・ガス・熱供給・水道業	4	2	5	3
情報通信業	20	13	11	12
運輸業、郵便業	106	98	107	100
卸売業、小売業	1,077	951	929	892
金融業、保険業	50	50	43	44
不動産業、物品賃貸業	229	235	222	211
学術研究、専門・技術サービス業	123	104	115	101
宿泊業、飲料サービス業	577	533	517	497
生活関連サービス業、娯楽業	376	364	358	340
教育、学習支援業	110	108	134	89
医療、福祉	238	239	273	267
複合サービス業	21	18	20	21
サービス業(他に分類されないもの)	189	186	191	189

出典：平成21年経済センサス基礎調査、平成24年経済センサス活動調査
平成26年経済センサス基礎調査 、平成28年経済センサス活動調査

平成 21 年事業所：4,014 件 → 平成 28 年事業所：3,512 件

502 件の減少

〈 市内中小企業者の実態（平成 28 年度館林市景況調査による状況)〉

○ 経営上の課題について

(設問) 経営上の課題は何ですか？

	人材確保	後継者確保難	経費増大	資金調達難	売価の低下・上昇難	店舗・設備の老朽化	需要の減少・停滞	競争の激化	その他	無回答
建設業	25	14	10	7	12	2	19	19	1	3
製造業	31	12	15	10	24	17	35	12	7	1
運輸業・郵便業	12	1	4	1	5	6	7	0	0	1
卸売業	8	8	7	3	8	3	18	10	1	1
小売業	45	14	25	13	31	25	65	34	4	3
不動産業・物品賃貸業	6	4	10	5	10	17	17	10	4	1
宿泊業・飲食サービス業	25	14	19	12	18	28	23	22	2	1
生活関連サービス業	7	4	3	0	10	15	23	15	0	4
その他	28	18	10	0	8	4	18	15	4	2
合計	187	89	103	51	126	117	225	137	23	17

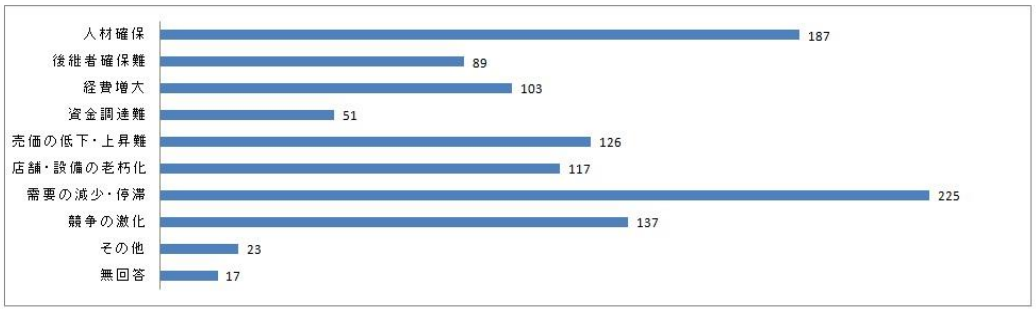

○ 経営上の努力について

(設問) 売上の増加、企業の存続に向け、どのような経営上の努力をされてますか？

	販路拡大・販促	新商品・サービス開発	設備投資	経営診断	経費削減	人材確保	外部借入	その他	無回答
建設業	21	9	7	2	31	18	3	0	6
製造業	40	26	21	1	49	23	3	5	6
運輸業・郵便業	7	1	8	1	9	9	1	1	1
卸売業	17	7	2	0	15	7	0	1	3
小売業	51	39	14	2	73	26	4	6	6
不動産業・物品賃貸業	14	3	11	2	20	2	1	5	5
宿泊業・飲食サービス業	16	34	8	4	44	24	4	4	4
生活関連サービス業	4	14	3	0	20	2	0	6	8
その他	24	10	6	3	20	27	0	5	3
合計	194	143	80	15	281	138	16	33	42

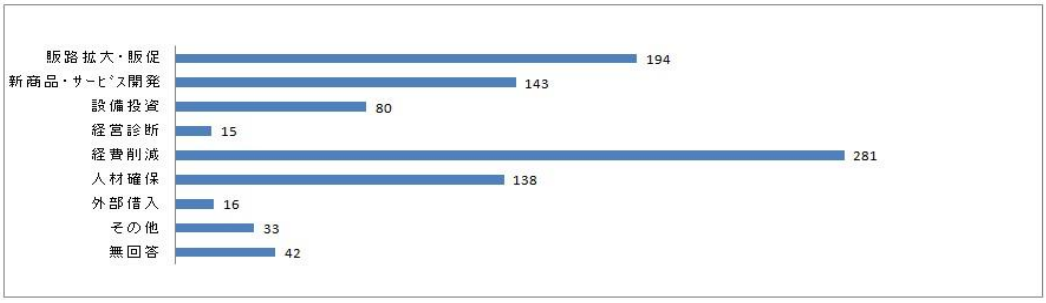

平成 28 年度館林市景況調査結果から経営上の課題は内部要因として、店舗・設備の老朽化が本市中小企業の問題として挙げられます。しかしながら、経営努力としては、経費の削減が突出しており、課題に対して、本来の解決方法との乖離が見受けられます。

課題解決のためには、本来、設備の新規導入及び人材の育成・確保による生産性の向上が必要です。しかしながら、経費削減という形で経営していくことは、中小企業者の体力を削ぐこととなり、本業の成長を妨げています。

このため、設備の入れ替え等によって、新陳代謝が行われ、生産性の向上を促進する策が必要です。

（２）目標

計画期間の目標件数は、令和５年３月３１日付けで同意を得た導入促進基本計画における認定件数から推測し、２年間で５件とします。

（３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した市内事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均３％以上向上することを目標とします。

２　先端設備等の種類

本市の中小企業の問題は、前述のとおり店舗・設備の老朽化であることから、設備導入のインセンティブとするため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第７条１項に定める先端設備等全てとします。

３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

本市には 11 の工業・産業・流通団地があり、団地内企業が製造品出荷額において産業を牽引していますが、中小企業に関しては、市内各所に点在しており、その数は平成 28 年の経済センサス活動調査の確報値では 3,512 件になります。

この数は、各団地に存在する企業が 104 社（令和 4 年 6 月 30 日現在）に対し、約 33 倍（団地内中小企業者重複あり）であり、それらの企業の新たな設備導入を後押しすることを目的とするため、本計画の対象区域は、当市の全域を対象とします。

（２）対象業種・事業

本市中小企業は、前述の「産業分類別事業所数推移グラフ」のとおり多種多様であるため、本計画の対象業種・事業は、全ての業種・事業とします。

但し、太陽光発電・その他再生可能エネルギー関連設備については、雇用の創出及び産業集積が見込めないことや景観・環境保全の観点から、本市内に事業所等があり、その屋上や敷地内に設置するものでなければ対象外とします。

また、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条に規定する風俗営業又はこれに類する業種を営んでおらず、館林市暴力団排除条例（平成 24 年館林市条例第 18 号）第２条に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと、その他、関係法令等に違反していないことを条件とします。

４　計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から２年間（令和７年４月１日～令和９年３月３１日）とします。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は３年間、４年間、５年間とします。

５　先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

・人員削減を目的とした取組みを先端設備等導入計画の認定対象としないこととします。

・公序良俗に反する取組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定対象としないこととします。

・市税等に滞納がなく、税務資料等の調査、照会、閲覧に同意しなければならないこととします。

・その他、市長が不適当と認めたときは対象としないこととします。